

# 石川県警察学校における部門別任用時教養実施要綱の制定について

平成4年12月16日教発第1048号、務発第1539号、捜一発第783号、  
防発第680号、公発第302号、交企発第300号、学発第680号  
警察本部長から各部・課・室・隊・校・署長あて

改正 平成16年4月28日務甲達第71号

近年、社会情勢の変化を背景として、警察業務はますます複雑困難化の度を強めている。こうした各般の警察事象に的確に対処するため、人事と教養の一体化を図り、各職種又は職務に必要な専門的知識・技能を有する者を養成し、配置するシステムを確立することが必要である。

そこで、今般、警察官を刑事、生活安全、警備及び交通の各部門に新たに任用するに当たっては、適任者を選定とした上で、効果的かつ効率的な学校教養を実施することし、その実施要綱を別添のとおり制定した。各部にあっては、この要綱に基づき、従来の部門別任用時教養について必要な改善を行い、平成5年4月1日以降の教養計画から効果的に推進するよう、特段の配意をされたい。

なお、看守任用専科にあっては、従来どおり看守として必要な知識・技能の習得を図るための専科として運用していくものとする。

別添

## 石川県警察部門別任用時教養実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、石川県警察教に関する訓令(平成13年石川県警察本部訓令第11号)第12条第2項に基づき、刑事、生活安全、警備及び交通の各部門に新たに任用が予定され、又は任用後日の浅い警察官に対し、必要な学校教養を実施するとともに、人事と教養の一体化を図り、任用時教養修了者の適正な人事配置がなされるよう、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 教養の実施基準

#### 1 教養の目的

部門別任用時教養においては、警察署の刑事、生活安全、警備及び交通の係員として必要な基礎知識・技能を養成することを目的とする。

#### 2 教養課程の構成

部門別任用時の構成は、「刑事任用科」、「生活安全任用科」、「警備任用科」及び「交通任用科」とする。

#### 3 教養期間

教養期間については、おおむね刑事任用科は28日間、生活安全任用科は15日間、警備任用科及び交通任用科はそれぞれ14日間とする。

#### 4 教養対象

教養対象は、巡查部長は巡查の階級にあって、刑事、生活安全、警備及び交通の各

部門の任用候補者又は任用後日の浅い警察官（1年を越えないもの）とする。

## 5 教養の内容

### (1) 教科課程

ア 刑事任用科の教科課程は、別表1「石川県警察刑事任用科教科課程」のとおりとする。

イ 生活安全任用科の教科課程は、別表2「石川県警察生活安全任用科教科課程」のとおりとする。

ウ 警備任用科の教科課程は、別表3「石川県警察警備任用科教科課程」のとおりとする。

エ 交通任用科の教科課程は、別表4「石川県警察交通任用科教科課程」のとおりとする。

### (2) 教授細目

各専務任用科の教授細目基準については、別途策定する。

## 6 教養実施上の留意事項

(1) 教養の実施に当たっては、各種資料の収集、視聴覚教材の開発等のほか、実践的教育技法を取り入れるなど、効果的な教養内容、方法の導入を図るものとする。

(2) 部門別任用時教養の教科課程に加えて、警察本部又は警察署における実務研修を実施する場合、原則として、計画的な実務研修期間については、入校生旅費（日額旅費）の支給対象となる学校教養とはみなさないものとする。

## 第3 適任者の選考と適正な人事配置

### 1 適任者の選考

部門別任用時教養対象者の選考に当たっては、年齢、勤務経験年数、人物評価、本人の志望等について、人事・教養部門と任用時教養の主管部門とが十分協議・検討の上、適任者を選考するものとする。

### 2 適正な人事配置

部門別任用時教養課程を修了した者は、特別な事情がない限り、短期間のうちに、当該課程の部門において勤務させるものとする。

別表は省略